

# **その他**

## **計画の策定体制等**

# 計画策定の策定体制等

## (1) 計画策定委員会の設置

第7期計画の策定にあたっては、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉の各分野の関係団体、議会、市町村、住民の各代表者から幅広い意見を聴き、計画に反映させました。

## (2) 県民意見の反映

平成28(2017)年度において、県民およそ1万7千人を対象に「高齢者の生活・介護等に関する県民調査」を実施し、県民の生活・介護、介護事業所の運営、介護事業者の就業、医師・民生委員の協力などの実態を広範かつ綿密に調査しました。第7期計画は、この調査により浮かび上がった本県の高齢者の置かれている現状や課題、県民ニーズを踏まえ策定するものです。

## (3) パブリックコメントの実施

第7期計画は、県の施策に関する基本的な計画決定及び重要な変更にあたることから、「奈良県パブリックコメント手続要綱(平成23(2011)年2月16日施行)」に基づき、広く県民の意見を募集し、計画に反映させました。

## (4) 庁内関係部局との連携

本計画が高齢者に対する総合的な健康長寿対策、生活支援対策となるよう、医療政策部やまちづくり推進局などの関係部局と連携して計画の策定を行いました。

○奈良県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和二十八年三月三十一日

奈良県条例第四号

奈良県附属機関に関する条例をここに公布する。

奈良県附属機関に関する条例

第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表（第一条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
知事	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画に関する重要事項についての審議に関する事務

○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十号

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則をここに公布する。

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 保健、医療又は福祉の関係団体を代表する者
- 三 県議会の議員
- 四 県の区域内の地方公共団体を代表する者
- 五 住民を代表する者

(任期)

第三条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画  
策定委員会委員名簿

氏 名		所属名・役職名等
委員長	今村 知明	公立学校法人 奈良県立医科大学教授
委員長代理	原 健二	一般社団法人 奈良県医師会代表
委員	秋吉 美由紀	奈良県老人福祉施設協議会副会長
委員	高比 康臣	一般社団法人 奈良県病院協会理事
委員	林 芳繁	奈良県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長
委員	松中 保	一般社団法人 奈良県歯科医師会副会長
委員	南 尚希	奈良県老人保健施設協議会会長
委員	森本 広子	一般社団法人 奈良県訪問看護ステーション協議会常任理事
委員	奥山 博康	奈良県議会厚生委員会委員長
委員	上田 清	奈良県市長会代表（大和郡山市長）
委員	栗山 忠昭	奈良県町村会代表（川上村長）
委員	池本 昌弘	日本労働組合総連合会奈良県連合会執行委員
委員	稲崎 美恵子	公募委員
委員	黒飛 文子	一般財団法人 奈良県老人クラブ連合会副会長
委員	渡邊 妙子	公募委員

<任期>H29. 7. 10 から H30. 3. 31 まで(奥山委員のみ H29. 7. 21～H30. 3. 31)

(敬称略)

(参考) 高齢者の生活・介護等に関する県民調査の概要

1 調査の目的

- ①「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」策定
- ②高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」構築にあたっての高齢者のニーズ等の基礎データの収集

2 調査時期

平成28(2016)年10月18日～平成28(2016)年11月7日

3 調査地域

奈良県内全域(全市町村)

4 調査方法

アンケート調査票の郵送配布、郵送回収により実施

5 調査対象者及び回収状況

調査対象区分	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
若年者(40～64歳)	2,100件	840件	40.0%
65歳以上の介護を要しない高齢者	1,800件	939件 ※1,104件	52.2% ※61.3%
要介護認定者とその家族	1,005件	484件	48.2%
介護保険施設入所者	995件	399件	40.1%
サービス事業所	2,811件	1,447件	51.5%
介護サービス従事者	6,332件	2,575件	40.7%
医師	1,020件	543件	53.2%
民生児童委員	800件	712件	89.0%
市町村・地域包括支援センター	101件	101件	100.0%
合計	16,964件	8,040件	47.4%

※「65歳以上の介護を要しない高齢者」の件数は、要支援・要介護認定を受けている高齢者も含めた有効回答数。本調査対象区分は、各市町村の住民基本台帳より対象者を抽出しているため、要支援・要介護認定を受けている方が調査対象に含まれることが想定された。そのため、調査設問の冒頭で要支援・要介護認定の状況を問い、認定を受けている方は当該調査・集計対象から除外した。「全体」の有効回答数及び有効回答率には「※」の件数は含まない。

6 調査内容

<若年者、65歳以上の介護を要しない高齢者、要介護認定者とその家族、介護保険施設入所者>

心身の状況、健康づくり・健康管理・介護予防の状況、日常生活の状況、楽しみや生きがい、地域とのかかわり、安全・安心に関すること、介護の現状や今後の介護について 等

<サービス事業所、介護サービス従事者>

経営の状況、人材の確保の状況、サービスの質の確保の取組、医療ニーズへの対応、処遇への満足度、地域包括ケア推進体制 等

<医師、民生児童委員、市町村・地域包括支援センター>

在宅医療の実施状況、地域包括ケア推進体制、高齢者に対する支援の実施状況 等